

|             |               |
|-------------|---------------|
| 世帯と人口       |               |
| 11月1日現在     |               |
| 人口          | 303,558(-41)  |
| 男           | 150,435(-24)  |
| 女           | 153,123(-17)  |
| 世帯数         | 132,852(+190) |
| (住民基本台帳による) |               |

**第4回** 区議会定例会は 11月25日に開会

第四回豊島区議会定例会は 11月25日に招集。主な提出案件は区出張所の設置・区民集会室・老人憩の家・保育所・児童館等の一部を改正する条例、福祉事務所設置条例、48年度各会計決算の認定等です。くわしくは次回発行の「区議会」によりお知らせします。

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 ☎(981) 1111 千 170 編集 企画部広報課



一元気に育つ 赤ちゃん

# 4月に迫る！ “身近な区政”の実現

<4月から区に移る保健所の仕事> 一部法令により都が処理するものを除いて、保健所の事務は、4月から区の仕事になります。その主なものは、ご家庭のお母さん方には身近な、母子保健に関する事務をはじめ、食品衛生、伝染病、結核予防に関する事務などです。

**特別区の制度は とうとう変わる！**

財政権確立など問題を残し：

昭和27年、地方自治法改正により、区長公選制が廃止されて以来、私たち二十三区住民は、区長公選制の実現、区への事務事業の移管、区の人権の確立および、区の財政権の確立を柱とする特別区の自主・自律性を強める運動をつづけてまいりました。

その結果、このたびの地方自治法の改正によって、特別区制度は、昭和五十年四月一日から概略下表のとおり改革されることになりました。

**区長公選制の実施**  
保健所事務など区に

## 一新制度と現行制度との比較

|                   | 昭和50年4月以降の制度  | 現行の制度  | 昭和50年4月以降の制度   | 現行の制度   |
|-------------------|---|--|--|---|
| <b>(1) 区長の選び方</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>区民が投票により選挙します。最初に行われる選挙は、昭和50年4月1日から6月30日までの間の政令で定める日に、23区統一して行われます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>区議会が都知事の同意を得て選任します。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>理容師、美容師、クリーニング業に関する事務</li> <li>都区協議により、都から区へ移管または委任される事務。(現に都が処理している事務で、法令の規定によらないで任意に移管または委任されるもの。その主なものは、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>都立公園(池袋西口公園)</li> <li>開発行為の許可等</li> <li>屋外広告物に関する事務(委任範囲の拡大)</li> <li>都営住宅、地元割当分の入居者の決定(委任範囲の拡大)</li> <li>旅館、興業場、公衆浴場の営業の許可等</li> <li>水泳場及びプール取締りに関する事務</li> <li>家畜病院、家畜診療所および養蹄場の取締りに関する事務</li> </ul> </li> </ul> |   |
| <b>(2) 区の事務</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般市の事務は、原則として区が行うこととされました。一般市の事務で法改正により、新たに区の処理することとされたものは、29の法律に基づく事務で、その主なものは、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画に関する事務(都市計画の決定事務の一部は、都に留保)</li> <li>都市再開発に関する事務</li> <li>建築基準行政に関する事務(確認対象の大幅拡大)</li> <li>住宅地区改良に関する事務</li> <li>公営住宅に関する事務</li> <li>樹木の保存に関する事務</li> </ul> </li> <li>保健所設置市(全国643市のうち30市が保健所を設置できる)の事務も、区が行うものとされましたが、一部法令により都が処理する事務もあります。保健所設置市の事務で、新たに区の処理することとされたものは、49の法律に基づく事務で、その主なものは、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生に関する事務(一部の営業に係る事務は、都に留保)</li> <li>伝染病予防に関する事務(おすみ、見血駆除については、従前より区で実施)</li> <li>結核予防に関する事務</li> <li>性病予防に関する事務</li> <li>母子保健に関する事務</li> <li>栄養改善に関する事務</li> <li>衛生保護に関する事務</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市の事務は、原則として都が行い、制限列挙的に定められた事務を処理します。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>区の事務に従事させるため、都の職員を区に配属する。(配属職員)</li> <li>区は、区の職員を置くことができる。(固有職員)(23区)(豊島区)配属職員31,390人、1,266人(都知事が採用)固有職員33,107人、1,217人(区長が採用)計 64,497人、2,483人(昭和49.4.1現在)</li> </ul> |
| <b>(3) 区の職員</b>   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>配属職員制度は廃止され、区職員に一本化されます。区に配属されている都の職員(配属職員)および今回の法改正によって、区に移管される事務に従事している都職員は昭和50年4月1日に区職員に身分が切り替わります。</li> </ul>   |   |
| <b>(4) 区の財政</b>   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>都区財政調整制度により、都区および区相互間の財源の均衡化と、区の自主的、かつ計画的運営の確保を図ります。</li> <li>都区協議において、次のことが確認されました。(昭和49.8.31) <ol style="list-style-type: none"> <li>特別区の財政自主性を強化する方向で、人件費および計画事業費(一件算定)の単位費用化をはかる。</li> <li>基本的な財政問題は、特別区の財政自主性を強化する趣旨のもとに、今後さらに都区双方で協議を行う。</li> </ol> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>都区財政調整制度により、都区および区相互間の財源を調整します。</li> </ul>   |

# 災害弔慰金と 災害援護資金

## の制度発足

この制度は、暴風、豪雨、こ  
う水、高潮、地震等の自然災害  
による被害者(個人)への救済  
措置で、本年四月一日にさかの  
ぼって実施されます。内容はつ  
ぎのとおりです。

### ◎災害弔慰金

災害により死亡した方の遺族  
に対し弔慰のため、災害弔慰金  
をお贈りいたします。

### ◎災害弔慰金

災害により死亡した方の遺族  
に対し弔慰のため、災害弔慰金  
をお贈りいたします。

### ◎災害援護資金

災害により世帯主が負傷した  
場合、住居家財に相当程度の被害  
を受けた世帯に対し生活の立て  
直しに資するための災害援護資  
金を貸付けます。

### 心身障害者の方へ

## 障 心身障害者 医療費受給者証を!

### 医療費受給者証を!

東京都では、心身障害者の方  
の医療費の一部を助成していま  
す。これは、社会保険、国民健  
康保険で診療を受けた方、薬を  
もらったとき、その窓口で支払  
う自己負担分を助成するもので  
受給者証と保険証をいっしょに  
提示すれば、保険のきかないも  
のを除き、無料で受診できる制  
度です。

この制度を受けられる方は次  
のとおりです。

- ① 豊島区内にお住まいの方。
- ② 「心身障害者手帳」1・2級  
または「愛の手帳」1・2度の  
方。
- ③ 国民健康保険の被保険者また  
は社会保険の被扶養者の方。
- ④ 所得制限額以下のこと(対象  
者が20歳以上の場合は本人の保  
険者が20歳未満の場合は保険

約以上の損害を受けた場合：  
二十万円。△償還期間▽十年  
(うち三年据置)△利率▽年利  
三パーセント(据置期間無利子)  
△償還方法▽年賦または半年賦  
一元利均等償還。

おとしよりに朗報  
無料乗車券で  
民営バスにも  
もよりの場所で  
「検印」を!

東京都では、暴風、豪雨、こ  
う水、高潮、地震等の自然災害  
による被害者(個人)への救済  
措置で、本年四月一日にさかの  
ぼって実施されます。内容はつ  
ぎのとおりです。

△申込期間▽災害を受けた翌月  
から三か月以内。  
△申込場所・問い合わせ先▽  
福祉課管理係(内線316)へ。

東京都では、暴風、豪雨、こ  
う水、高潮、地震等の自然災害  
による被害者(個人)への救済  
措置で、本年四月一日にさかの  
ぼって実施されます。内容はつ  
ぎのとおりです。

東京都では、暴風、豪雨、こ  
う水、高潮、地震等の自然災害  
による被害者(個人)への救済  
措置で、本年四月一日にさかの  
ぼって実施されます。内容はつ  
ぎのとおりです。

| 扶養親族数 | 限 度 額     |
|-------|-----------|
| 0人    | 2,128,000 |
| 1人    | 2,283,000 |
| 2人    | 2,438,000 |
| 3人    | 2,593,000 |
| 4人    | 2,748,000 |
| 5人    | 2,903,000 |

但し、次の方は除かれます。

- ① 社会保険の被保険者本人の方
- ② 生活保護を受けている方。

電話 111-1111 内線 316

各出所所。老人福祉センタ  
1。池袋・高松ことぶきの家  
交通局自動車営業所。都営  
地下鉄駅。民営バス会社の各  
営業所・案内所。

東京都では、暴風、豪雨、こ  
う水、高潮、地震等の自然災害  
による被害者(個人)への救済  
措置で、本年四月一日にさかの  
ぼって実施されます。内容はつ  
ぎのとおりです。

国民年金の受給金額の増額に  
ともない、昭和五十年一月から  
定額保険料は月額一、〇〇〇円  
(現行九〇〇円)になり、五年  
年金の保険料も月額一、〇〇〇  
円(現行九〇〇円)に変わります。  
なお、附加保険料の月額四  
〇〇円は、かわりません。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

返済の方法は  
右表の償還期間内に元利均等  
払いの方法により、年賦、半年  
賦、月賦のいずれかで返済して  
いただきます。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

お問合わせ先は、福祉課福祉  
係(内線316)までどうぞ。

# 排出ガス公害

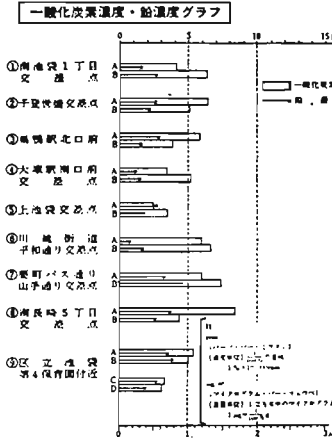
## 調査結果

### 新調査方法により測定実施

区では昭和45年度から区内の各交差点で一酸化炭素濃度等の調査を実施してきました。昭和46年度からは、主要と思われる10交差点について24時間の連続測定を実施し、昨年度までに10交差点の汚染傾向を把握することができました。

別表Aは、過去3年間の調査結果をまとめたものですが、表中、総合評価の欄で①②③とある3交差点については、別に綿密な調査を実施することとし、今回は、他の7交差点と臨時に2交差点(⑧南長崎五丁目、⑨区立池袋第四保育園付近、グラフ参照)について、今年6月10日から同27日まで調査を実施しました。調査結果のあらましは、次のとおりです。

### 朝方と夕方 に影響の強い排出ガス



◆調査結果のあらまし

一酸化炭素濃度

今回の調査では、測定した9交差点の全部が環境基準を下回っていました。継続的に調査している7交差点については、過去3年間の平均値とはほぼ同様の値となっていました。

次に臨時に調査した2交差点についてですが、南長崎五丁目交差点のA地点では24時間平均で、8.4ppmを記録し、今回の測定中最高値となりました。これは同交差点の道路幅が7mと狭く、排出ガスが拡散しにくいうえに、信号により自動車渋滞するためと思われます。

区立池袋第四保育園付近については、A・B地点は川越街道の両側歩道上ですが、同所は道路幅が広く排出ガスが拡散しやすいため、高濃度の値は見られませんでした。C・D地点は同保育園の園庭内と二階の室内ですが、いずれも24時間平均で約3ppmでした。(グラフ参照)

一般に街頭における自動車排出ガスの影響は、朝方と夕方に最も強く出ますが、今回の測定においても、1時間値で10ppm

### 環境基準を下回る交差点

過去3年における一酸化炭素による汚染の評価 別表A

| 項目             | 総平均値<br>ppm | A地点の平均値<br>ppm |      | B地点の平均値<br>ppm |     | C地点で環境基準を越えた回数 |    | D地点で環境基準を越えた回数 |    | 総合評価<br>(悪い順番) |
|----------------|-------------|----------------|------|----------------|-----|----------------|----|----------------|----|----------------|
|                |             | ppm            | ppm  | ppm            | ppm | 回数             | 回数 | 回数             | 回数 |                |
| 南池袋1丁目交差点      | 8.2         | 7.0            | 9.4  | 0              | 2   | 0              | 0  | 4              |    |                |
| 千歳世橋交差点        | 7.0         | 6.7            | 7.2  | 0              | 0   | 0              | 0  | 5              |    |                |
| 上池袋交差点         | 3.7         | 3.3            | 4.1  | 0              | 0   | 0              | 0  | 10             |    |                |
| 大塚駅南口前交差点      | 5.1         | 3.2            | 7.0  | 0              | 0   | 0              | 0  | 9              |    |                |
| 新成中環交差点        | 8.2         | 7.6            | 3.8  | 0              | 2   | 2              | 2  | ②              |    |                |
| 栗野駅北口前         | 5.7         | 6.2            | 5.2  | 2              | 0   | 0              | 0  | 8              |    |                |
| 川越街道平和通り交差点    | 6.3         | 6.2            | 6.3  | 0              | 0   | 0              | 0  | 7              |    |                |
| 要町バス通り山手通り交差点  | 6.4         | 6.2            | 6.5  | 0              | 0   | 0              | 0  | 6              |    |                |
| 要町バス通り千川通り交差点  | 8.1         | 5.8            | 10.3 | 0              | 2   | 2              | 0  | ③              |    |                |
| 南長崎2丁目2又交番前交差点 | 10.5        | 11.0           | 8.9  | 2              | 2   | 2              | 2  | ①              |    |                |

- (注) 1. この表は46年度～48年度の3年間のデータをもとに作成した。  
 2. データは24時間平均値による。  
 3. 表中※のようにあるのは7回の測定中2回が環境基準を越えたことを意味する。  
 4. 総合評価の欄の数字は汚染されると見られる順位。○印は、ワースト3。



### お知らせ

昭和50年1月15日に行われる「成人の日」記念行事は、次のとおりです。

◎対象者 昭和29年、4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた区内にお住まいの方です。

◎内容 ①記念式典会場(豊島公会堂。へつどい会場) ②豊島区民センター。該当者には、12月下旬ごろ案内状をお届けいたします。詳細は社会教育課管理係

| 科目  | 実施日    | 時間      | 会場   | 定員  | 教材費    |
|-----|--------|---------|------|-----|--------|
| ペン字 | 11月30分 | 午前9時30分 | 勤労   | 30名 | 一、二〇〇円 |
| 折紙  | 11月30分 | 午後1時30分 | 青少年  | 30名 | 一、〇〇〇円 |
| 華道  | 11月30分 | 午後1時30分 | センター | 30名 | 四、〇〇〇円 |

教室のご案内

◆ペン字・折紙・華道

勤労青少年センター(北大塚1～15)で、別表のとおり教室を開きます。お気軽にご参加ください。※受講料は無料です。

◆勤労青少年センター

休館日が変わります

◆明年一月から当センターでは水曜日を閉館し、日曜、祝日はお休みになります。

◆区内在勤または在住で、30歳以下の働く青少年ならどなたでも利用できます。

### 青少年行事補助金 受付中!

青少年を対象とした行事に補助金を出しております。

△取扱い先(社会教育課)青少年係(内線314) △対象(豊島区内)

の町会・PTA・婦人団体・青年団・少年団体などが、豊島区内の青少年を主な対象として、文化・学習・レクリエーション

スポーツなどの行事を実施するときに、△補助金額(その行事に要する経費、青少年(幼児と24歳)の参加費、行事の内容を検討して補助金額を決めます。

△申込み時期(12月まで実施する行事分を受付中)です。

**青年フェスティバル**

12月1日(日) 午後1時から7時

ダンス、ゲーム、映画、ダンス、写真展示

社交ダンス初心者講習会

※お茶と軽食の用意があります

区立青年館 (986)6740 (池袋北口下車徒歩8分)

お気軽にご参加を!

越える値が、いくつか記録されており、いずれも午前8時と11時、午後5時と7時に主に集中しています。

なお一酸化炭素濃度の環境基準は、1時間値の1日平均値で20ppm、同じく8時間平均値で20ppmとなっておりますが、今回の測定地点のいずれもこの基準を越えておりませんでした。

鉛濃度

鉛濃度に関しては、まだ環境基準はありませんが、東京都の都民を公害から防衛する計画における目標値は15μg/m<sup>3</sup>(24時間測定)以下となっております。

今回の調査では、この値を越えたものはありませんでした。(グラフ参照)

◆データをこ入用の方へ

調査結果の詳しいデータは小冊子となっております。ご希望の方は区公署課(内線389)までどうぞ。

### こくちばん・告知板

- ☆豊島区書道展
- 区内にお住まいの豊島区書道会会員の方々の作品展です。皆さまお誘いのうえお出かけください。
- 日時 12月3日(日) 8時
- 午前10時午後6時
- 会場 豊島区民センター
- お問い合わせ先は：社会教育課 社会教育係(内線115)へどうぞ。
- ☆西果園児童館12月のプログラム
- ☆西果園児童館 11月23日(日) 4時3分 12月のハイパーパーティー
- ☆西果園児童館 14日2時半 親と子のシリーズ「ペーパークラフトで遊ぼう」
- ☆西果園児童館 21日2時「クリスマス大会」
- ☆南長崎児童館 11月30日(日) 4時～11時：ろうそくづくり
- 11日：カードづくり
- 14日：クリスマスづくり
- 17日：クリスマス(クリスマス・コンサート) 4時～6時
- 出演：長崎中音楽団
- ☆区民オーケストラ(予定)
- その他音楽グループ募集中。25日：もちつき大会(予定) 1じから
- ☆池袋児童館 11月22日(日) 11時～12時
- 毎週水曜日(4・11・18・25日)
- ◆恒例は「が教室」年賀状やクリスマスカードをつくりましょう。
- 彫刻刀を持つてくる人は持ってきてください。
- 21日「クリスマス」
- ★歌・劇・手品・キャンデルサービスもあります。出場者を募集しています。
- ☆高松児童館 11月27日(日) 2～13時
- ☆クリスマス・グループ募集
- ☆クリスマス記念パッチづくり
- ☆三西の子ぶたの指人形・クリスマスパーティーけんづくり
- ☆14日(日)のクリスマス
- ☆キャンデルサービス・クリスマス
- ☆指人形・パーティー
- ☆高田児童館 11月26日(日) 1日
- ☆クリスマス
- ☆実行委員を募集。対象は、4年生以上。21日2時「ありんこクリスマス」
- ☆毎週水・土曜日2時半からクリスマスプレゼント作りや年賀状の版づくりをします。

『豊島区のお知らせ』を放送いたします。時間は、12時56分、ごろから90秒間です。



### 若人よ!!

#### 猪苗代の自然が待っている

秋 粉雪の舞うスキー  
白鳥の舞う猪苗代湖  
春 桜の亀が城・土俵神社  
野山に芽を出す山菜  
夏 新緑の五色沼・磐梯高原  
大自然の中でのキャンプ  
登山に磐梯山・安達太良山  
水泳の猪苗代湖  
秋 黄金の猪苗代盆地  
紅葉の磐梯・五色・八方台

猪苗代青少年センターは、主として青少年のために開放されています。青少年以外の市民の方にも有効に活用していただける施設です。

【利用できる方】小学生以上の区民または区内に勤務する方。ただし、次の点にご留意ください。

- ① 青少年センターの設置の趣旨にそって利用すること。
- ② 青少年センターでの生活日課に従い、団体の生活を営むこと。
- ③ 小・中学生の利用の場合は、成人の引率者が必要で、小学生未満の幼児の同伴は、他の人の迷惑となりますので認められません。
- ④ 利用の申込み：青少年センターの設置の趣旨を生かすため、次の種類に分けて受け付けます。
  - ① 青少年（小学生以上満30歳未満の方）及び青少年指導者が団体またはグループ（五人以上）で、青少年の健全育成を目的とした利用計画をもって利用する場合（優先団体）
  - ② その他

【利用受付期日】優先団体は、利用しようとする日の属する月の二カ月前の初日の午後1時30分から

### 区民スキー講習会

りまとめて行います。

☆主催：社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会  
豊島区社会福祉協議会  
豊島区各町会・自治会、豊島区民生委員協議会

☆募金の贈り先：①被保険世帯  
②要保護世帯 ③単身入院中の被保護者 ④老人ホーム入所者 ⑤母子寮 ⑥心身障害児（者） ⑦施設入所者 ⑧被保護世帯入学、卒業児童（学用品贈呈） ⑨病後回復者

③その他  
☆募金についてのお問合せ：豊島区社会福祉協議会（電話一三三〇）

☆第一期  
▽期日：11月12日～15日  
▽会場：猪苗代スキー場  
▽対象：初心者・初級者 64名  
▽費用：七、五〇〇円

☆第二期  
▽期日：11月28日～31日  
▽会場：志賀九池スキー場  
▽対象：全クラス 100名  
▽費用：一四、五〇〇円

☆第三期  
▽期日：12月8日～11日  
▽会場：猪苗代スキー場  
▽対象：全クラス 64名  
▽費用：七、五〇〇円

☆参加資格：区内在住在勤者  
☆出席：各回とも前夜  
☆申込み受付：11月23日から体育係

### 卓球教室を開きます

寒さに負けず、身体を動かしましょう。

▽期日：12月2日（月）3日（火）  
午前10時～12時  
午後2時～4時

▽会場：区立総合体育場  
▽対象：初心者から経験者まで  
▽定員：各部とも30名  
▽費用：会場使用料2時間40円  
▽指導：野村 逸（早稲田大学教授、日本卓球協会副理事長）  
内田鉄山（全日本社会人選手権者）

▽服装等：運動着、運動靴、ラケット、タオル  
▽申込み：当日直接会場へ  
▽問合せ：体育係（内線41）  
年末調整事務・給与支払報告書の共同説明会開催

昭和50年度住民税特別徴収の「給与支払報告書」提出について、次の日曜日に説明会を開催いたします。

対象は、区内で所得税の源泉徴収をする義務のある事業所、個人などです。

※お当日は、所得税の源泉徴収年末調整事務と支払調書についても、ご説明いたします。

☆説明会の問い合わせ：  
▽年末調整事務については：豊島区税務所  
▽支払調書については：豊島区税務所  
▽支払報告書については：豊島区税務所  
▽給与支払報告書については：豊島区税務所

### ねずみを退治しましょう

ねずみは、ペスト、ワイル病などの伝染病や、食中毒発生の原因ともなります。また、イネエニなどの衛生害虫を発生させ、更に衣服、家具、食品などに大きな損害をあたえます。

ねずみ退治には、一番良い時期は、繁殖期に当たります。繁殖期は、一斉に力を合わせて、殺せぬや、捕獲器により退治してください。なお、退治した後は、次のことを要として、ねずみの住みつかない家に、可いいたしましょう。

- (1) ねずみに餌をあたえないようにするため、食料品や調理器具入れに必ず「ふた」をしてください。
- (2) 家内外の清掃をよくし、糞の材料となるものをなくしましょう。
- (3) わずみの頭部が入る程度の「すきま」があると、ねずみは出入りできるので、必ずふさいでください。
- (4) 排水口から出入りすることもあるので、金網などでふさいでください。
- (5) 防鼠その他のご相談は：環境衛生係（内線29）まで

### 消防署から

#### 秋の火災予防運動

11月26日から12月2日までの一週間、全国一斉に「生活の一部にしよう火の点検」を標語として、秋の火災予防運動が行われます。これから寒さに向って、火を使う機会が多くなりますが、毎年の季節には、暖房器具からの火災がひんぱんに起り、火災による犠牲者もたくさん出ています。そこで、秋の火災予防運動は、家庭の主幹や職場の責任者が中心となり、とりわけこの季節に多い暖房器具からの火災をなくすことを重点とし、特に老人の人命安全を主眼として進められます。

区民のみなさん、次の点にご注意ください。

- 1 安全な暖房器具を使う。
- 2 暖房器具は安全な場所を使う
- 3 暖房器具を正しく取扱う。
- 4 燃料を正しく管理する。
- 5 万一に備えて。

(1) お年寄りや子ども、病気の人は、避難しやすい場所を確保し、消火バケツや消火器を備える。

(2) いつでも正しい行動ができるよう、通報、消火、避難誘導などの訓練をする。

### 納期のお知らせ

個人事業税第2期分の納税は、11月30日（土）が納期です。まだ納税のお済みでない方は、郵便局または銀行などの金融機関の窓口をご利用のうえ納めてください。

納税のお済みの方は、納税の控えを大切に保管してください。

★年賀状は、なるべく12月18日頃までにお出しください。  
★贈答小包は12月15日までにお出しください。

### 歳末助けあい運動にご協力を

今年も歳末助けあい運動の時期になりました。

この運動は、区民のみなさんの善意により、恵まれない人々へ愛の手を差し伸べて、みんなで明るい新年を迎えようとする、小学校・中学校・高等学校に記念品を贈ることを目的としています。

ぜひこの運動の主旨をご理解いただき、ご協力ください。よろしくお願いいたします。

☆募金期間：12月10日まで  
☆募金目標額：五七〇万円  
☆募金の方法：民生委員から地区の町会、自治会にご協力いただき、町会、自治会単位で取りまとめを行います。

☆主催：社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会  
豊島区各町会・自治会、豊島区民生委員協議会

☆募金の贈り先：①被保険世帯 ②要保護世帯 ③単身入院中の被保護者 ④老人ホーム入所者 ⑤母子寮 ⑥心身障害児（者） ⑦施設入所者 ⑧被保護世帯入学、卒業児童（学用品贈呈） ⑨病後回復者

③その他  
☆募金についてのお問合せ：豊島区社会福祉協議会（電話一三三〇）

### 共同説明会の日程と会場

| 月   | 日   | 時       | 場                       | 所                                   | 集合地 | 区分 |
|-----|-----|---------|-------------------------|-------------------------------------|-----|----|
| 11月 | 27日 | 午後1時～4時 | 豊島公会堂<br>東池袋1-19-1豊島区役所 | 志賀町・東池袋・高島町・目黒・東池袋・長町・千代田・東町・馬込・千代田 |     |    |
| 12月 | 3日  |         | 三愛銀行大塚支店ホール<br>大塚駅前口駅前  | 駒込・東池袋                              |     |    |
| 12月 | 4日  |         |                         | 北大塚・大塚東・上池袋                         |     |    |
| 12月 | 11日 |         | 豊島公会堂<br>東池袋1-19-1豊島区役所 | 東池袋・南池袋・西池袋・池袋                      |     |    |

### 豊島区レクリエーション協会 全国大会で受表彰

11月1日唐津市で行われた第28回全国レクリエーション大会において、日頃の活動を認められ、豊島区レクリエーション協会が、都内唯一の昭和49年度優良団体として、日本レクリエーション協会から表彰されました。

12月の弓道教室  
15日の日曜と、毎週水・金・土

### 豊島区税務所のご案内

豊島区税務所は、豊島区役所（東池袋4-41-30）の1階（電話一三三〇）にあり、お近くの休日は休場です。

豊島区税務所  
〒113-0041 豊島区東池袋4-41-30

### 豊島区税務所のご案内

豊島区税務所は、豊島区役所（東池袋4-41-30）の1階（電話一三三〇）にあり、お近くの休日は休場です。

豊島区税務所  
〒113-0041 豊島区東池袋4-41-30

### 豊島区税務所のご案内

豊島区税務所は、豊島区役所（東池袋4-41-30）の1階（電話一三三〇）にあり、お近くの休日は休場です。

豊島区税務所  
〒113-0041 豊島区東池袋4-41-30

### 豊島区税務所のご案内

豊島区税務所は、豊島区役所（東池袋4-41-30）の1階（電話一三三〇）にあり、お近くの休日は休場です。

豊島区税務所  
〒113-0041 豊島区東池袋4-41-30

